（２）　営業費以外の項目

項　　目	算　定　方　法
営業外費用	Ａ．株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 Ｂ．雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 地方法人税は地方法人税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

第２表

総原価の分類及び算定方法（事業報酬）

項　　目	算　定　方　法
レートベース	様式第１第２表の設備投資計画等により算定した以下のＡからＣまでの額の合計額とする。 Ａ．固定資産投資額 原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算した額から、それぞれについて別表第１第１表に定める算定方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。 ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガスの販売計画に比し過大な余裕設備は原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。 Ｂ．運転資本 以下のａ及びｂの額の合計額とする。 ａ．営業費等 原価算定期間中の営業費等から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の1.5月分 ｂ．製品（ガス）、原材料及び貯蔵品 ア．製品 原価算定直前２年間の各月残額の平均額 × 原価算定期間中の売上高 ／ 原価算定直前２年間の年平均売上高 イ．原材料 原価算定直前２年間の各月残額の平均額 × 原価算定期間中の消費額 ／ 原価算定直前２年間の年平均消費額 （原材料の種類別に計算するものとする。） ウ．貯蔵品（原材料を除く。） 原価算定直前２年間の各月残額の平均額 × 原価算定期間中の月末平均需要家数 ／ 原価算定直前２年間の年平均需要家数 Ｃ．繰延資産の残高 原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。
事業報酬率	次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を35：65で加重平均した率とする。 Ａ．自己資本報酬率 旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値（以下「公社債利回り実績値」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の旧一般ガスみなしガス小売事業者の経営状況を判断するに適当な年限の平均（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合には公社債利回り実績値） 自己資本報酬率＝ （１－β）×公社債利回り実績値＋β×全産業自己資本利益率 β値：ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が１％上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率 β値＝ガス事業の収益率と株式市場の収益率との共分散 ／ 株式市場の収益率の分散 Ｂ．他人資本報酬率 需要家数30万戸以上の事業者にあっては、需要家数150万戸以上の事業者の直近１年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利子率を加重平均した値（以下「平均実績有利子負債利子率」という。）（この場合において、当該事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利子率を当該事業者に適用される普通社債の利子率に置き換えることとする。）、需要家数30万戸未満の事業者にあっては、平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値とする。 この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平均実績有利子負債利子率及び平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。

（注）１．レートベースの算定に当たり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする。

２．一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又は特定導管を新設する旧一般ガスみなしガス小売事業者は、当該導管に係る事業報酬率を、この表に掲げる事業報酬率の1.4倍とすることができる。

第３表

総原価の分類及び算定方法（控除項目）

項　　目	算　定　方　法
営業雑益（器具販売益、ガスメーター賃貸料等）	器具販売益、ガスメーター賃貸料等の営業雑益は、実状に応じた適正な見積額とする。
関係事業者間取引収益	関係事業者間取引収益（需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費としてそれぞれ算定された額のうち、事業者の導管部門（託送供給等関連業務に関する部門をいう。）以外の部門が導管部門から得る収入に相当する額（特別関係導管事業者がいる場合にあっては、事業者が特別関係導管事業者から得る収入額）をいう。以下同じ。）は、実状に応じた適正な見積額とする。
雑収入（賃貸料、遅収加算金収入等）	それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。 賃貸料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。
事業者間精算収益	当該事業者が託送料金算定規則に基づき設定する事業者間精算料金表に実績値及び供給計画等を基に算定した当該事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。

（注）　各項目の算定にあたり原価算定期間が２年以上の期間である場合にあっては、各年度（原価算定期間の始期を当該事業者の事業年度の開始の日から６月を経過する日とした場合にあっては、その日から１年を単位とする各年）ごとに算定した額の合計額とする。